

「医療費の節約」を考えたことがありますか？

△深夜・休日・時間外
受診をさける▽

深夜、休日、時間外に受診すると、つぎのような大幅の割増料金がかります。

▽時間外受診（病院、診療所に掲げられている診療時間以外の受診）
初診で六〇〇円、再診で五〇〇円。

▽休日受診

初診で一八〇〇円 再診で一五〇〇円。

▽深夜受診（夜の十時から翌朝六時まで）
初診、再診とも三六〇〇円。

こんな時間に電話でお医者さんの意見をきいても割増料金をとられます。

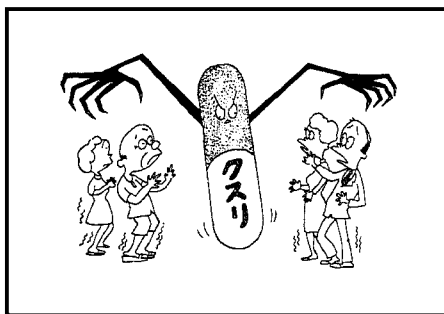
こういう受診はお医者さん迷惑。費用も多くなります。なるべく、こんな時間は避けましょう。

△薬は健康をつくらない▽

病気になる、薬をのむ、それで健康が回復する、と多くの人は思いがちです。

しかし、病気を治すのは人間の体力……自然治癒力が最も重要なのです。大部分の内科的病気は、人間の生まれながらに持っている自然治癒力によって治るものなの

気をつけよう 無駄な
医療費みんなの負担



です。

薬が病気を治すのだと早合点しないで、お医者さんの養生指示を守る事が一番大切です。

ふだんから体力を充実させ、少々の病気などはね返す健康なからだをつくっておきましょう。それが病気になっても早く回復するものとも基本的な考え方です。そのためには、毎日の生活の中で、バランスのとれた栄養、適度の運動と鍛錬、十分な睡眠と休養を心がけることが大切です。

厚生年金の知識 ⑨

遺族年金は、被保険者または被保険者であった人が亡くなったときに、その人の所得によって生計を維持していた妻や子など遺族の生活を保障するために支給されます。

▽支給を受けられる条件

遺族年金は、次のいずれかに該当する場合に、その遺族に支給されます。

①老齢年金を受けるのに必要な資格期間（二十年以上、四十歳以上の被保険者期間が十五年以上など）を満たしている人が亡くなった場合

②他の公的年金の加入期間を含めて被保険者期間が六か

遺族の生活を

保障



月以上ある人が、

⑦被保険者である間に亡くなった場合

⑧被保険者でなくなった後に、被保険者であった間に発病した病気やけがが

遺族年金

もとして、初めて医者にかかった日から五年以内に亡くなった場合

③在職中にかかった病気やけががもとで障害が残る、一級または二級の障害年金を受けている人が亡くなった場合
▽「遺族」の範囲と支給順位
支給を受けることのできる「遺族」とは、被保険者または

被保険者であった人が亡くなった当時、その人の所得によって生活をしてきた配偶者（内縁の人を含む）、子、父母、孫および祖父母です。

このうち、妻は年齢に関係なく年金を受けることができますが、夫、父母および祖母の場合は六十歳以上、子および孫の場合は十八歳未満でないと支給されません。

ただし、遺族が障害年金の一級または二級に相当する程度の障害者である場合は、六十歳未満または十八歳以上であっても、支給されます。

年金を受けられる順位は次の通りです。

①配偶者と子

②父母（配偶者も子もいない場合）

③孫（配偶者も子も父母もいない場合）

④祖父母（配偶者も子も父母も孫もいない場合）

なお、被保険者または被保険者であった人が亡くなったときに胎児であった子が誕生したときは、遺族の扱いを受けます。